

大規模災害等発生時における児童引き渡しマニュアル

川崎市立富士見台小学校

1. 児童引き渡しを実施するケース

- ・大規模な自然災害(地震・大雨等)が発生し、大きな被害が出た場合
- ・不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合
- ・近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶおそれがある場合
- ・弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合
- ・その他、緊急に引き渡しの必要が生じた場合

2. 児童引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段(学校配信メールミマモルメ)が使えるとき

→児童引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡(学校配信メール)をして、児童の引き渡しを依頼します。

(2) 一切の通信手段が途絶し、連絡できないとき

→学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

上記の『1. 児童引き渡しを実施するケース』を踏まえて、保護者の判断で来校していただきますようお願いします。

3. 引き渡し場所

原則、学校(各教室)を引き渡し場所とします。

ただし、状況により、場所を変更する場合があります。

4. 引き渡し手順

(1) 引き渡し経路に準じて児童の教室へ行く。

兄弟姉妹のいる場合は、**階の上の子から引き取る**ようにお願いします。

※新館に5年生の兄弟がいる場合は1番最後に引き取るようにお願いします。

※わかくさ級の児童は、わかくさの教室にて引き取るようにお願いします。

(2) 引き取り人に児童を確実に引き渡すため、教員に次の文言を伝える。

引取人「△△(児童名)を引き取りに来た、××(続柄)の○○(引取人名)です。」

児童「△△(自分の名前)です。××(続柄)が迎えに来たので、帰ります。」

※子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

※引き渡し名簿に記載されている保護者にしか引き渡すことができません。

(3) 引き渡し経路に準じて下校する。

☐ R8.引き渡し経路